

新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 6月27日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第30号

新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市市税条例施行規則（平成19年新潟市規則第111号）の一部を次のように改正する。

第41条第1項の表中

条例第87条 第4項	(1) 原動機付自転車・小型特殊自動車 標識	別記様式第82号	を
	(2) 原動機付自転車・小型特殊自動車 標識交付証明書	別記様式第83号	

条例第87条 第4項	(1) 原動機付自転車（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車（以下「特定小型原動機付自転車」という。）を除く。）・小型特殊自動車 標識	別記様式第82号	に
	(2) 特定小型原動機付自転車	別記様式第82号	

	標識	の2
	(3) 原動機付自転車・小型特殊自動車 標識交付証明書	別記様式第83号

改める。

別記様式第82号備考に次のように加える。

3 標識の寸法は、縦100ミリメートル、横200ミリメートルとする。

別記様式第82号の次に次の1様式を加える。

別記様式第82号の2（第41条関係）



備考

- 1 標識の地の塗色は、白色
- 2 標識の文字の塗色は、濃紺色
- 3 標識の寸法は、縦100ミリメートル、横100ミリメートルとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に交付された、この規則による改正前の新潟市市税条例施行規則別記様式第82号の規定による標識は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車の要件を全て満たすものに限り、この規則による改正後の新潟市市税条例施行規則の規定により交付された別記様式第82号の2の規定による標識とみなす。